

「復興特別所得税」に関するお知らせ

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成 25 年 1 月 1 日より「復興特別所得税」が課せられることとなりました。これは、平成 25 年 1 月から平成 49 年 12 月までの 25 年間、所得税額に対し復興特別所得税として 2.1%を課すというものです。

- 復興特別所得税は、所得税（国税）の源泉徴収の際に併せて行われ、所得税と復興特別所得税の合計税率※を乗じて計算した金額が源泉徴収されます。

※合計税率の計算式
合計税率(%)=所得税(%)×102.1%
例：所得税率が 15%の場合 $15\% \times 102.1\% = 15.315\%$
例：所得税率が 20%の場合 $20\% \times 102.1\% = 20.42\%$

本税制により、平成 25 年 1 月以降は預金利息、国債利子等の利子所得および信用金庫の普通出資配当金に対しても以下の通り、「復興特別所得税」が課せられますのでお知らせいたします。

① 預金利息（定期預金、定期積金等）、国債利子等にかかる源泉徴収税率

| ～平成 24 年 | 平成 25 年～ |
|---------------------------|-----------------------------------|
| 20% (所得税 15% + 住民税 5%) | 20.315% (所得税 15.315% + 住民税 5%) |

- ※ 平成 25 年 1 月 1 日以降の満期時、中途解約時に支払われるご預金のお利息および平成 25 年 1 月以降の個人向け国債の利子等に対し復興特別所得税が課せられ、20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）が源泉徴収されます。（マル優・マル特のお客さまは除きます。）

なお、平成 24 年 12 月 31 日以前よりお預け入れいただいている定期預金、定期積金等につきましても、平成 25 年 1 月 1 日以降の満期時・中途解約時に支払われるお利息に対して一律、復興特別所得税が課せられますのであらかじめご承知ください。（期日を境にした日割り計算は行いません。）

お願い 当金庫のパンフレット、商品の説明書等において 20%の表示のものがある場合、平成 25 年 1 月以降お受け取りの利息等につきましては 20.315%に読み替えてご利用いただきますようお願い申し上げます。

② 信用金庫の普通出資配当金にかかる源泉徴収税率

| ～平成 24 年 | 平成 25 年～ |
|---------------|---------------------|
| 20% (所得税 20%) | 20.42% (所得税 20.42%) |

- ※ 平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる信用金庫の普通出資配当金に対し復興特別所得税が課せられます。

※本資料は、金融商品の税制に関しての一般的なご案内です。個別具体的なケースではお取扱いが異なることがありますので、税理士や税務署等にご相談ください。